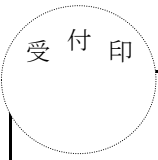


記載例（転勤の場合）  
 転勤により10月分から丙野商事(株)で特別徴収する場合



市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
 道府県民税 特別徴収

受付印		整理番号	
(あて先) 亀岡市長 令和00年10月10日提出		所在地 (住所) 亀岡市〇〇町〇番地 名称 (氏名) (株) 亀岡 電印 個人番号又は法人番号	
フリガナ ゼイム タロウ 氏名 税務 太郎 生年月日 明・大・昭 30年 1月17日生 個人番号 1月1日現在 亀岡市安町〇番地 異動後 〇〇市〇区〇番地		担当 係 総務課給与 氏名 乙野 花子 電話 000-00-0000 特別徴収指定番号 00000000 宛名番号 00000000	
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49 200 (イ) 徴収済税額 16 400 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 32 800		異動年月日 R 00年 9月17日 異動の事由 ① 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外( )	
給与所得者 1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付する)	

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地〒621-0000 名称 亀岡市〇〇町〇〇番地 丙野商事(株)	特別徴収指定番号 00000000	担当者 丙 電話 0000-00-0000	新しい勤務先へは、 月割額 4,100 円を 10 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。
--	-------------------	--------------------------	---

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	1の場合 徴収予定額(上記ウ)と同額 円 本人印	左記の一括徴収した税額は ___ 月分(翌月10日納期限)で納入します。
--	-----------------------------	--------------------------------------

③普通徴収の(一括徴収しない)場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお、異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	特別徴収年度 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検
1 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	普通徴収年度 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検

記載注意  
 1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。  
 2 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。  
 3 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。  
 4 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には、給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んで下さい。

A	B	C	D	E	F